



# 島根県報

平成31年 3 月29日 (金)

号外 第 3 2 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	(企業局総務課)	2
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(       "       )	2
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(       "       )	3
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	(企業局施設課)	4

### 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県公営企業管理規程第 4 号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項の東部事務所の表中「工務係」を「工務第一係、工務第二係」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県公営企業管理規程第 5 号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第29号中	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">取得原価合計</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">物 品</td><td style="text-align: center;">その他</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	取得原価合計		物 品	その他																									を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">取得原価</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	取得原価														に改める。
	取得原価合計																																														
	物 品	その他																																													
取得原価																																															
	」		」																																												
	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">増減原価合計</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">物 品</td><td style="text-align: center;">その他</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	増減原価合計		物 品	その他				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">増減原価</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	増減原価																																				
増減原価合計																																															
物 品	その他																																														
増減原価																																															

様式第30号中			を		に改める。

「帳簿原価内訳

様式第35号中 \_\_\_\_\_ を削る。  
 現在帳簿原価 \_\_\_\_\_ 」

**附 則**

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県公営企業管理規程第 6 号**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「時期」を「時季」に改める。

第12条に次の 2 項を加える。

- 4 管理者は、第 1 項又は第 2 項の規定による年次有給休暇（これらの規定により管理者が与えなければならない年次有給休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち 5 日については、毎年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）から 1 年以内の期間に、あらかじめ職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、第 1 項又は第 2 項の規定による年次有給休暇を当該年次有給休暇に係る基準日より前の日から与えることとしたときは、当該年次有給休暇の日数のうち 5 日については、基準日より前の日であって、年次有給休暇を与えることとした日から 1 年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第 3 項の規定により第 1 項又は第 2 項の規定による年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が 5 日を超える場合には、5 日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

第33条の表中

様式第 1 号の 2	職員の勤務時間に関する規則第 9 条の 2 第 2 項	島根県企業局職員就業規程第 8 条の 4 第
------------	-----------------------------	------------------------

		2 項
--	--	-----

を

様式第 1 号の 2	職員の勤務時間に関する規則第 9 条の 3 第 2 項	島根県企業局職員就業規程第 8 条の 4 第 2 項
------------	-----------------------------	----------------------------

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員に係る年次有給休暇については、施行日後の最初の基準日の前日までの間は、この規程による改正後の島根県企業局職員就業規程第12条第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県公営企業管理規程第 7 号**

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の（注）の 2 中「2 週」を「1 月」に改める。

**附 則**

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。